

項目	御質問・御意見	件	国土交通省の考え方
<b>事故実態等の把握</b>			
<b>(運輸規則・安全規則)</b>			
乗務等の記録	乗務中の交通違反は乗務員の報告のみでよいのではないか。事業用自動車に乗務中以外の違反も記録しなければならないのか。	4	事故と同様に、交通違反の状況についても確実に把握するため、事業用自動車に乗務中の違反について乗務員台帳に記載することとします。
	乗務記録は電子媒体で保存できるか。様式は決まっているか。また、保存期間について税法等と調整してほしい。	2	一定の条件下で電子媒体で保存できます。様式は特になく、必要な事項が記載されていれば結構です。保存期間は1年以上であれば問題ありません。
	拘束時間、走行時間、休憩・休息时间、休息場所、積載重量についても記録してほしい。	1	現在の記録項目でも走行時間、休憩・休息時間は明確であり、積載重量についても車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の貨物車については記録することとなっています。
事故台帳の作成	事故台帳に記載する事故の対象について一定の基準を設けてほしい。	4	事業用自動車に乗務中で、道路交通法第72条第1項の措置を講じたものとします。
	事故台帳の記載内容・方法については従来から事業者で作成しているものや運転記録証明等を活用してほしい。	2	必要な項目が確実に記載されていれば問題ありません。
	事故原因について過積載、過労運転や車両の安全装置等の欠陥の有無を明記してほしい。	1	過積載、過労運転や安全装置の故障等であったと認められる場合にはその旨を記載することとします。
<b>(事故報告規則)</b>			
報告対象事故見直し	事故報告書対象、速報対象の事故のうち「陸運支局長が指示するもの」の基準を明確にしてほしい。	6	社会的影響の大きい事故について国土交通大臣が陸運支局長等を通じて報告等を指示するものの基本的考え方を全国的に統一することとしています。
	「車内事故」を対象から除外してほしい。対象となる場合はその基準を明確にしてほしい。	3	バス等の旅客に11日以上医師の治療を要する傷害が生じた場合を対象とします。
	「健康起因事故」の健康状態の基準を明確にしてほしい。	1	運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続することができなくなったものをいいます。
報告内容の見直し	運転者の事故・違反歴は事業用自動車に乗務中以外のもも含まれるのか。事故・違反歴はどのようにして調べるのか。情報公開に際しては慎重に扱ってほしい。	3	事業用自動車に乗務中の事故・違反歴について事業者が記載することとします。情報公開については、関係者のプライバシーと正当な利益の保護に配慮します。
	過積載、過労運転の場合、その事実を記録した事故台帳や運行記録計の記録を添付することとしてほしい。	1	事業用自動車の最大積載量及び当時の積載量、また、乗務開始から事故発生までの乗務時間、乗務距離を記載することとしています。
<b>(旅客報告規則・貨物報告規則)</b>			
	輸送実績報告書に記載する年間事故件数等における事故とは何か。	2	事故台帳に記載する事故とします。

項目	御質問・御意見	件	国土交通省の考え方
<b>運行管理の充実(運輸規則・安全規則)</b>			
運行管理の責任体制の明確化	運行管理を統括する責任者の選任の目的と業務は何か。事業者の責任も明確にしたい。	2	既に、関係規則で事業者と運行管理者の責任は明確になっていますが、今般、複数の運行管理者を選任する営業所における責任体制を明確化しようとするものです。
	運行管理を統括する責任者は指導主任者と兼務すべきことを明文化してほしい。	1	運行管理を統括する責任者と指導主任者を兼務しなければならないこととはしていません。
	乗合、貸切など複数の業態の事業を行っている営業所で業態ごとに複数の運行管理者を選任している場合、統括する責任者も業態ごとに選任しなければならないのか。	1	業態ごとに運行管理を統括する責任者を選任しなければなりません。当該統括責任者が複数の業態の運行管理者を兼務している場合は運行管理の統括業務についても兼務を認める予定です。
運行管理者の研修	特別な研修の時期、場所、費用について負担が過大にならないように配慮してほしい。管轄区域外の会場での受講も認めてほしい。	5	受講者の利便やコストを勘案の上、実施機関において適切に研修が行われるようにします。管轄区域外の会場での受講も認められます。
	公平、確実に研修が行われるように運用してほしい。近代化センターの最低ランクのタクシー事業者の運行管理者にも特別な研修を実施してほしい。	2	事故・違反を惹起した運行管理者に確実に特別な研修を受講させるようにします。
運行経路の設定	積載条件、走行条件について事業者が運転者に説明することを明文化してほしい。	1	事業者は運行の主な経路における道路及び交通の状況について運転者を指導するとともに、特に、保安基準緩和車両等の運行については、事業者は車両に応じて予め設定した経路について運転者に適切な指導をしなければならないこととします。
運行管理者の業務	運行管理者の業務についてはどのような改正を行うのか。	1	事故台帳の作成、運転者台帳の作成、運転者の健康管理等の業務を追加します。
<b>運転者の安全対策の充実(運輸規則・安全規則)</b>			
運転者の乗務時間等	既に労働省のいわゆる「自動車運転者の労働時間等の改善基準」告示があり、新たな基準は必要ないのではないか。	2	従来より省令で全ての業態について過労運転の防止を規定してきましたが、この基準を明確化するため、今回国土交通大臣が定めることにしました。
	基準制定に際しては事業者、労働者側の意見を聴取のうえ明確化してほしい。タクシーは適用を除外してほしい。少なくとも労働省告示と重複規制にならないよう整合化してほしい。	10	厚生労働省告示と整合させることとしています。
	基準の遵守が図られるようにするとともに違反の場合は事業者の責任を明確にし、過労運転として道路交通法等他法令でも処分されるよう関係機関と調整してほしい。	2	違反した場合は厳正に対処することとしています。また、過労運転の防止については今後も関係機関と連携しつつ徹底していくこととしています。
運転者の乗務距離(運輸規則のみ)	高速道路網の整備が進んできており、乗務距離の規制は実態に合わず、一方で乗務時間が制限されるのであれば、乗務距離の規制は必要ないのではないか。	4	特に指定地域のタクシーについては、過労防止、安全運転の確保を図るため、乗務距離の規制が効果的と考えています。

項目	御質問・御意見	件	国土交通省の考え方
運転者の乗務距離 (運輸規則のみ) (続き)	乗務距離の地域指定及び最高限度については地方ごとの高速道路網の整備状況、タクシーの利用状況、労働時間等を勘案してほしい。指定地域については全営業区域、少なくとも政令都市まで拡大し、最高限度は拘束時間に合わせて規制してほしい。これらを地方運輸局が定めるときの基本的考え方を明示してほしい。	8	乗務距離の最高限度については、今後、制度創設後の交通状況の変化等を踏まえて本省で示す考え方をもとに、地方運輸局長が具体的な数値を決定することとしています。また、指定地域については、流し地域の政令指定都市を中心に、タクシーの適正化のための関係者の話し合いの場等を活用しつつ、その拡大について検討していくこととします。
	乗務距離の最高限度の担保手段はどうするのか。	1	最高限度を超えている場合には、厳正に対処することとしています。
運転者の健康管理	既に労働安全衛生法で規定されており、新たな規制は必要ないのではないか。規定する場合は重複規制にならないよう整合化してほしい。	7	従来より省令で疾病等の理由により安全な運転ができないおそれがある運転者については、事業用自動車に乗務させてはならないこととなっていますが、これを確実にを行うため事業者が運転者の健康管理を怠ってはならない旨規定することとしています。具体的には労働安全衛生法関係規定と整合化することとします。
	未受診者を乗務禁止にするなど健康診断の徹底をしてほしい。また費用面等で受診しやすい環境の整備をしてほしい。高齢運転者の増加を踏まえ、50歳以上には年2回以上の健康診断を義務付けてほしい。	4	健康診断の受診及びそれに基づく管理の徹底を指導し、違反した場合には厳正に対処することとしています。費用負担については労務間で決められるべき問題と考えます。
タクシー運転手の選任前の指導 (運輸規則のみ)	指導期間は一律に延長せず、タクシー運転経験の有無や地域性を考慮した期間に設定してほしい。 運輸規則第36条第2項ただし書を存続されたい。 指導期間は、現行どおり最低5日間とすべきではないか。 指導期間の延長を歓迎する。	5 1 2 1	タクシー事業の場合、輸送の安全と利用者利便の確保は運転者の資質に大きく依存されており、今回の道路運送法の改正により需給調整規制が廃止され、運転者に対する指導の重要性がこれまで以上に高まることから、選任前の指導期間を最低10日間に延長することとします。ただし、同一の営業区域において一定の経験を有する者については、現行の規定と同様に選任前の指導を行わないこと等の措置を講じます。
運転者に対する教育の充実	教育指針及び適性診断の内容については関係者の意見を聴取のうえ明確にするとともに、事業者にとって期間や費用が過度な負担とならないよう配慮してほしい。特別な教育と適性診断が義務付けられる事故・違反惹起者、初任運転者や高齢運転者については対象を限定してほしい。適性診断の頻度や受診料についても配慮してほしい。	17	教育指針等の内容については専門家による検討を踏まえて告示で定めることとしており、特別な教育についても義務付け対象に応じて必要な内容を定める予定です。事故・違反惹起者、高齢運転者、初任運転者に義務付けられる適性診断については、対象を統一するとともに内容及び頻度を明確にします。受診料は、実際に要する費用を勘案して実施機関で定めることとなります。

項目	御質問・御意見	件	国土交通省の考え方
運転者に対する教育の充実 (続き)	全日本トラック協会のドライバー等教育訓練促進助成制度を利用して研修を終了した運転者を特別な教育を受けた者として認めたり、民間施設を実施機関に指定したり、実施機関に助成措置を講じたりして、教育の受講や適性診断の受診がしやすくなるような環境整備をしてほしい。	3	特別な教育については必要な内容等を告示で定める予定です。また、特別な教育の一部又は全部を事業者以外で行うこともできます。適性診断は、実施機関が体制整備を図ります。
	事業者特別な教育等の記録を義務付けるとともに、違反に対する措置を明確にしてほしい。	1	義務付けとなる特別な教育と適性診断については、受講・受診状況を乗務員台帳に記載することとする予定です。事業者がこれを怠っていた場合は、厳正に対処することとしています。
乗務員台帳の整備	事故・交通違反の状況については事業用自動車に乗務中のものに限定してほしい	6	事業用自動車に乗務中のものとします。
	乗務員台帳に健康診断の受診状況を記載する必要はないのではないか。	1	事業者が乗務員の状態を把握するため、教育の状況や健康診断の受診状況を記録することは必要であると考えています。
	バス事業者は新たに事故台帳を設けることとなることから、バス事業者については記載項目を簡素化してほしい。	1	乗務員台帳に記載が必要となる項目は全ての業態で基本的に同じと考えています。
	タクシーの新任運転者の指導記録の保存を義務づけるべきではないか。	1	運転者に対する特別な教育に係る受講の記録、適性診断の受診の記録について保存の義務付けを行うこととしています。